

【ロケ撮影の際の遵守事項】

- ①ロケ撮影に係わる「使用許可申請書」は、撮影の10日前までに提出して下さい。
- ②道路上での撮影は、所轄の警察署の許可が必要です。また歩行者や車両は迂回路へ誘導し、交通整理員を配置して安全対策を行って下さい。
- ③大音量を伴う撮影や夜間・早朝の撮影などは、制作会社が責任を持って事前に周辺住民へ説明と協力依頼を行って下さい。
- ④撮影中の事故またはトラブルが発生した場合には、被害者の救護や被害の拡大防止など、必要な措置を講じるとともに、警察や消防、施設管理者に直ちに報告して下さい。
- ⑤悪天候などやむを得ない事情以外には、撮影スケジュールは出来るだけ変更しないようお願いいたします。変更が生じた場合は、早急に担当者と協議して下さい。
また、撮影をキャンセルする場合は、必ず担当者へ連絡して下さい。
- ⑥申請があった内容以外での施設使用や、第三者の製作会社・団体との共同使用は禁じております。
- ⑦撮影により発生したゴミや汚れは、撮影終了後直ちに清掃し、原状復帰して下さい。後片付けを怠った場合は、次回以降協力出来ない事があります。
- ⑧撮影中の止むを得ない事故に備え、必ず保険に加入して下さい。県内には自然や文化遺産など保護すべきものが多数あります。万が一、人や建物、遺跡、動植物に危害を加えたり、破損した場合は、必ず賠償保険に応じて頂きます。
- ⑨民間施設での撮影は、別途個別に許可が必要です。
また、看板・ロゴマークなどが映りこまないよう注意して下さい。
さらに、一般来場者や通行人の肖像権を侵害しないよう十分に配慮し、施設使用料や営業補償については、管理者と協議の上、取り決めを行って下さい。
- ⑩その他、特別な対策を必要とする場合には、関係者と十分な調整を行って下さい。